

国名
オランダ
在外公館名
在オランダ日本国大使館
情報確認年月日
2019年4月25日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に医師が英語で作成した「official statement (Medical Certificate)」の提示が必要。「official statement」の様式は、以下のリンク内の「official statement」をクリックすることでダウンロード可能。</p> <p>(「official statement」のダウンロード先)</p> <p>https://www.netherlandsandyou.nl/travel-and-residence/visiting-the-netherlands/taking-medicines-with-you</p> <p>(参考)</p> <p>https://www.netherlandsandyou.nl/travel-and-residence/visiting-the-netherlands/taking-medicines-with-you</p> <p>https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontenten/belastingdienst/individuals/abroad_and_customs/restricted_prohibited_import_export/medicines1/medicines</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品であっても、下記の①又は②に該当する医薬品は、麻薬や向精神薬と同様に、医師の処方せんや診断書の提示が必要となる。</p>

(参考) オランダ あへん法に記載された規制対象の薬物リスト

① <https://wetten.overheid.nl/BWBR0001941/2019-04-02#BijlageI>

② <https://wetten.overheid.nl/BWBR0001941/2019-04-02#BijlageII>

※①は麻薬（ハードドラッグ）、②は鎮痛剤（ソフトドラッグ）。国際一般名（INN）の記載あり。

○ 上記リストへの該当の有無にかかわらず、医薬品を携帯して入国しようとする際、個人の使用目的であることを立証するよう求められることがあるため、医師の処方せんや診断書などを携帯することが望ましい。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報